

平成 27 年度志摩市予算編成方針

平成 27 年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等提出書類を作成し期日までに提出してください。

1. 本市をとりまく状況

内閣府が公表した平成 26 年 8 月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。」としています。また、先行きについては「当面、消費税率引上げに伴う需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」としています。

また、平成 27 年度においては「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づく消費税率の 10% への引上げや社会保障制度改革への影響などの動向を注視しながら対応していく必要があります。

本市においては平成 25 年 6 月に財政収支見通しを作成したところ、普通交付税の一本算定を主な要因として、最大で 29 億円の歳入不足が生じると推計していました。

その後支所に要する経費の算定に伴う普通交付税制度の大幅な見直しが示されたことにより、不足額が 20 億円程度まで縮減する見込みとなりましたが、依然厳しい財政状況となる見込みです。

この危機的状況を回避するために、平成 26 年 9 月に 10 年先の平成 36 年度までに単年度の収支を 20 億円縮減して均衡を保つための「長期健全化目標」を基本とする、第 2 次財政健全化アクションプログラムを策定するとともに、このアクションプログラムにおける目標効果額を反映した財政計画を策定したところです。

このような状況の中、平成 27 年度については、歳入では市税の固定資産税評価替えや普通交付税の合併算定替に伴う増加分の縮減開始により一般財源総額は減少する一方、歳出では合併特例債を活用した施設整備に伴う公債費の増額のほか、扶助費や繰出金等の社会保障経費は引き続き増加することが予想され、ますます厳しい財政状況になる見込みです。

2. 予算編成の基本方針

合併して 10 年という節目を迎えた本市においては、次の 10 年先に向けて非常に厳しい道のりを歩きだそうとしており、平成 27 年度は、まさにその第 1 歩を踏み出す時期であり、合併による特例措置に頼らない自立した行財政運営に向け、真のスタート地点に立ったといえます。

本市の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目指す、総合計画後期基本計画の推進を図ることを基本としつつ、職員一人ひとりが非常に厳しい財政状況になることを充分認識し、身の丈に合った財政規模に早期に転換を図っていくため、次の項目に充分留意し予算編成を行うこととします。

(1) 総合計画後期基本計画の推進

平成 2 7 年度は総合計画の最終年度であり、後期基本計画の施策体系のもとで目標達成に向けた事業展開を図ることとします。また、事業内容等について再度検証し、事業費の圧縮が可能であるか検討するとともに、後期基本計画の施策目標の達成に向けて、横断的に施策を展開できるように各部局間で連携しながら着実に推進するものとします。

(2) 重点施策の推進

昨年度に引き続き、部局の枠にとらわれない横断的な取組みとして次の 2 つの重点施策の推進に向けた予算編成をすることとします。

東日本大震災を教訓に、市民の安全を最優先に防災対策に取り組むため、津波避難対策をはじめとする防災対策事業を重点施策として位置づけます。

総合計画後期基本計画において、「稼げる（産業里海）」、「学べる（教育里海）」、「遊べる（観光里海）」をキーワードとした「新しい里海の創生」を重点プロジェクトとして位置づけたこと、また、平成 2 5 年 8 月には市民みんなで「新しい里海のまち・志摩」づくりに取り組む意思を表すとともに、世界中の人々に私たちの地域に対する誇りと想いを伝えることを目的に「新しい里海のまち宣言」を行ったことから、里海推進事業を重点施策として位置づけます。

(3) 第 2 次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であることから、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けた予算編成に取り組む必要があります。

その目標達成に向けて第 2 次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

3 . 予算編成に係る留意事項

(1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。年度途中の補正は、「災害等不可

避的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については趣旨を十分検討し、速やかな改善を図るとともに、陳情等についても事業の必要性や緊急性を踏まえて検討してください。

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連又は類似する事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ってください。

国・県の施策を十分勘案するとともに補助率、選択基準、対象範囲等の情報を的確に把握し、市の負担、起債、交付税財政措置等について十分に調査検討のうえ事業を計画するとともに、補助事業であっても単独事業同様に経費の節減に努めてください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支にとらわれず、ライフ・サイクル・コストとしての投資と運営を総合的に判断してください。

全ての事務事業について徹底して見直しを行い、特に市単独予算で継続している事務事業については、必要最小限の見積額としてください。また、地域経済の動向に留意し、経済効果が期待される事業を始めるにあたっては、旧来の事業を廃止又は縮小するなどにより財源を捻出し、スクラップ・アンド・ビルドを基本原則として要求してください。

（２）歳入に関する事項

市税

制度改正、経済動向を十分に勘案し、确实かつ最大限の年間収入見込額を計上してください。特に、税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績を勘案しつつ見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図るとともに、受益者からの徴収金についても応益負担の原則による適正な負担としてください。

国庫支出金及び県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく主体的な判断に基づき取舍選択のうえ計上してください。

国・県の制度改革や予算編成の動向に留意し、最新の情報により、その廃止、縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行ってください。

市債

合併特例債を含め、適正な公債費計画のもとに市債の抑制を図る必要があり、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに新規財源の発掘に努めてください。

その他の収入

額の多少にかかわらず、零細又は捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、新たな財源についても積極的に検討するなど収入の確保に努めてください。

(3) 歳出に関する事項

人件費

時間外勤務手当については、事務処理の工夫、課内職員の調整、事務改善を進めることによって縮減に努めてください。

物件費

事務的な経費（市単独・庁内管理経費）としての賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等に係る経費は、積極的な節減を行うものとし、業務のスリム化に努めてください。

維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、現状把握に努め、施設の設置者として事故発生時の管理責任等を問われることのないよう、適正な予算措置をしてください。

特に、老朽化の著しい施設については、撤去又は使用禁止の措置を含め、市民に事前に周知する等適切な対応をしてください。

補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、対象事業の内容、実績、効果等を精査してください。団体からの要求内容や過去からの決算内容を十分分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお、予算計上に当たっては、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を要求してください。

また、各種協会等の会費的な負担金は、適正に見直しを行い、脱会も含めて必要性を検討してください。

投資的経費

原則として、志摩市総合計画実施計画に計上した事業以外の要求は認めません。また、事業の緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分検討し、整備計画

の延長や事業規模の縮小、段階的整備等、財源に無理のない計画として見直しを行い、計画的・効果的な実施を図ってください。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分な調整を行ってください。また、補助事業については、国・県の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、積極的な財源の確保に努めてください。市単独事業については、事業を厳選し、重点化とコストの削減に努めてください。

(4) 継続費・債務負担行為

継続費を要求する場合は、事業の見通しを検討し年割額を算出するとともに、財源についても算出根拠を明らかにして要求してください。

債務負担行為は、後年度に財政負担を強いるものであることから、安易な設定を行わず、行政運営上不可欠なものに限定してください。

(5) 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化、経費の節減に努め収支の均衡を維持することを基本方針として、前述の一般会計に準じて見積もりしてください。なお、一般会計からの繰出金については、所管各課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。なお、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出し根拠を明確にしてください。

(6) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本とし、職員一丸となって一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図ることを基本として、一般会計の方針に準じて見積もってください。なお、一般会計からの繰出金については、所管各課へ必ず予算要求書にて提示し、各課の支出科目に計上してください。

(7) その他

その他予算要求にかかる留意事項については、別に周知する「平成 27 年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載の内容を十分理解のうえ対応してください。